

共通番号制度とは？ なにが問題？

2015年10月 新たな背番号が付番・通知！ 私たちはどうする？

2014年11月 共通番号制度を考える世田谷の会

[1] 共通番号（マイナンバー）制度とは？

1) 共通番号制度とは何？

(1) 個人を識別し個人情報を共有する社会基盤

- ①個人・団体を識別。個人番号＝生涯不変で唯一無二の番号の全住民登録者への付番
 - ②行政や民間で個人情報を共有する情報提供ネットワークシステムの新設
 - ③本人確認のためのカードの交付と、利用が法律で定められた事務での提示義務
- の3つの仕組みで構成され、行政機関や民間事業者が保有する個人情報をデータ・マッチング(名寄せ)する「共通番号」として、個人情報を「タテ」につなげて生涯にわたり追跡可能にし、「ヨコ」につなげてあらゆる個人情報を一覧可能にする社会基盤（「社会保障・税番号大綱」3頁）

(2) 共通番号制度の導入とその仕組み

- ・経過と今後のスケジュール・・・2013年5月法成立→2015年10月付番通知→2016年1月利用開始
- ・導入の趣旨と仕組み・・・導入の効果、実現すべき社会
- ・番号（個人番号＝マイナンバー、法人番号）の付番と情報連携の流れ
- ・住基カードを個人番号カードに切り替え、付番通知する通知カード＋写真付証明書で本人確認
- ・利用事務(法9条・別表第1)、情報連携事務(法19条・別表第2)、マイ・ポータル of 4つの機能
- ・個人情報保護のための措置、特定個人情報保護評価（特定個人情報＝個人番号を含む個人情報）
- ・番号制度の利用場面・・・2016年1月から行政手続、民間企業への記入義務＝カード提示義務
- ・番号制度の「メリット」・・・提出する書類が簡素化、マイ・ポータルの利用

2) 住基ネットと共通番号制度はどう違う？

(1) 住基ネットとの違い・・・住基ネットの危険性と言われたことが共通番号制で現実化

	住基ネットについての国の説明	共通番号制度
利用・導入目的	居住関係の公証 給付や資格付与の際の本人確認	個人識別機能を活用し行政の効率化、 他の機関との迅速な情報授受
提供される情報	「秘匿性の低い」本人確認情報（6情報）	「秘匿性の高い」個人情報（税・福祉）
個人情報の共有	データマッチングには使わない	データマッチングを目的
民間利用	利用しない	利用する（利用拡大方針が法に明記）
データの送信	「専用回線」	インターネットも利用（マイ・ポータル）
番号の変更	理由を問わず申請により可能	原則として認めない（不正利用時のみ）
事務の位置づけ	自治事務（地方公共団体の仕事）	番号の付番とカード交付は国の事務
カードの券面記載	住民票コードは記載しない	個人番号は記載し見ることができる

(2)住基ネットは継続し番号制度の基盤になる＝住民登録がない人は対象外

- ・住民票コードを変換して個人番号（マイナンバー）と情報連携用の「符号」を生成
- ・住基ネットから提供される最新の基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）によって、「マイナンバー」と「符号」と各機関固有の利用者番号を紐付けし、情報連携を可能にする
- ・住基カードを廃止し(有効期間中は利用可能)、順次個人番号カードに切り替え
- ・公的個人認証サービスが、電子申請用途からマイ・ポータルへのアクセス用にも利用拡大

ウシは10ケタ、ヒトは11ケタ



97843307010

[2]共通番号はなぜ危険なのか？

1) 政府みずから認識する共通番号制度の危険性

*民主主義の危機をも招く＝「様々な個人情報」が、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず（萎縮効果）、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない。」（「社会保障・税番号大綱」15-16頁）

*番号制度に対し、国民の間に生じるのではないかと国が考える「3つの懸念」

① 国家管理への懸念

国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄せ・突合されて一元管理される

② 個人情報の追跡・突合に対する懸念

「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないかと

③ 財産その他の被害への懸念

「番号」や個人情報の不正利用又は改ざん等により財産その他の被害を負うのではないかと

*最高裁判決で住基ネットが合憲とされた要件・・・満たさないと憲法違反になると認識

2) 危険性に対処するための個人情報保護措置・・・それで解決できるのか？

- ・制度上の保護措置・・・利用制限、第三者機関の監視、特定個人情報保護評価、罰則等
- ・システム上の安全措置・・・個人情報の「分散管理」、符号による連携、アクセス制御等

3) 現実化する治安管理への活用と成りすまし被害や差別的利用

*番号法政令により警察や治安立法での利用が可能に

番号法19条12号と2014年3月公布の政令別表で、刑事事件捜査や破壊活動防止法、暴力団対策法、組織犯罪対策法その他の治安警察立法に特定個人情報利用を認める。警察や公安調査庁が裁判所の令状もなしに個人情報を収集することが可能。この利用は特定個人情報保護委員会のチェックの対象外で、マイ・ポータルで本人が利用状況を調べることもできない。

*特定秘密保護法の「適性評価」への利用も検討中

2014年3月7日衆院内閣委で赤嶺委員に向井政府参考人が答弁

*情報提供ネットワークシステムや「中間サーバー」への治安的アクセスの危険

- ・情報連携対象となる全住民情報のコピーを保存管理する中間サーバーの全国一本化構想
- ・アメリカの軍事防諜産業アクセンチュア社が番号システム構築業務を工程管理

* 法人番号による団体管理

- ・官民を問わず、納税義務が生じるあらゆる団体に、国税庁が13桁の付番
- ・特定の団体を識別可能で、利用規制がなく何に使うのも自由(治安監視の利用もOK)

* 個人番号カード（ICカード）による個人の追跡と治安的監視

- ・個人番号の記載が必要なあらゆる官民の手続きで、本人確認のため提示が義務化
- ・顔写真データが地方公共団体情報システム機構で保管管理→顔認証チェックに利用の可能性

* 本人に不利益な利用や差別的な利用が予測されても、個人情報提供が拒めない

- ・税や社会保障（「障害」、母子、生活保護、雇用、要介護、疾病等）のセンシティブ情報が共有
- ・法定事務では情報提供ネットワークシステムでの提供が義務に＝本人・自治体の選択権なし
- ・戸籍、旅券、預貯金、医療・介護・健康情報の管理・連携、自動車検査登録への拡大を検討中

* 利用の拡大で成りすまし詐欺の危険

- ・民間への利用拡大方針が法に明記→アメリカなどのような成りすまし被害は必至
- ・個人番号カードの成りすまし不正取得は防げるか・・・住基カードでは防げなかった

* 番号制度の外側で、マイナンバーを使って情報共有される危険性

利用機関同士でマイナンバーを使った直接データマッチングが(違法ではあるが)可能

* 第三者委員会＝特定個人情報保護委員会は、利用のブレーキとアクセルを兼ねる

「特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じる」

* 特定個人情報保護評価は自治体規模によっておざなりに・・・住民の権利に格差

- ・対象者10万人以下の事務は簡単な「基礎項目評価書」のみ、パブコメ実施は30万人以上の事務

4) 共通番号制度利用で生まれる危険性

* 福祉・医療の（個人単位での）利用抑制に活用される

- ・(個人番号を利用した「総合合算制度」は福祉抑制にも使えるのでは？の質問に)「それは政治の問題・・・小さい政府に持って行って社会保障は自立自助でいったほうがいいのだというふうに思っている人たちが政治の実権を握った場合には、そちらに行くだろう。」(番号制度リレーシンポ2011年5月29日東京会場での政府担当者の説明 「議事録」42～45頁)
- ・「共通番号で医療費抑制 マイナンバーで投薬など管理」(2014年6月18日日経新聞一面)

* 福祉受給者の選別と「不正」の監視に使われる・・・改正生活保護法の調査権限拡大で活用

- ・番号制度がないため「真に手を差し伸べるべき者に対するセーフティネットの提供が万全ではなく、不正行為の防止や監視が必ずしも行き届かない状況にある。」(「大綱」3頁)
- ・扶養関係、資産の把握が容易に・・・扶養義務の強化につながる

* DV、ストーカー等被害の拡大につながる

- ・個人番号利用事務実施者に住基ネットから最新の住所等4情報が提供→漏えいの危険増大
- ・通知カードは世帯単位に送付→住民票を動かさずに逃げている被害者の加害者が受け取る

* 個人番号やカードを持ってない人が行政サービスや社会生活から排除される

- ・行政手続・納税やサービスの受給、就職などで番号の記入＝カード提示が義務→常時必携へ
- ・住民票がなかったり削除されると就職もできない、福祉サービス受給も番号で統一的に管理

* 委託先などからの大量漏えい・・・委託、再委託、再々委託・・・を前提(法10条)

* 戦争のできる国づくりを可能にする社会基盤に

徴兵・徴用の対象者リスト作成、国民の動向監視、「適法」に居住しているか否かの選別

[3] 住民にとって危険性を超えるメリットはあるか？

- * 情報連携により申請時に窓口で提出する書類が簡素化されるか
すでに同一市区町村内では情報連携されて書類は省略・・・メリットがあるのは転入転出者だけ？
- * 「真に手を差し伸べるべき者にきめ細かな支援が期待される」か
「真に」必要かの厳しい仕分けに活用。住民票のない人は把握できない。
- * メリットとデメリットは表裏一体・・・行政・業者にとってのメリット≠住民のメリット
 - ・「総合合算制度」・・・費用負担の上限を定め負担軽減⇔給付の上限管理
 - ・マイ・ポータル・・・利便性の裏で、情報格差拡大、情報漏えい、成りすまし利用などの危険
- * 「国民が自己情報をコントロールできる社会」は実現するか
付番や情報提供にあたっての本人の選択権はない、警察等の利用の確認はできない
- * 「より公平・公正な社会」は実現するか
資産（預金、不動産等）は把握できず、事業所得や海外資産の把握には限界
- * 災害時の支援に活用できるか
発災後の避難では役立たず（国会答弁）、復興でも住民登録地と異なる居住地は把握できない
- * マイ・ポータルの「プッシュ型サービス」はメリットといえるか
複雑な受給要件で正確な通知が可能か、お知らせの氾濫・営利利用＝消費者被害

[4] 自治体はどう関わるか

1) 自治体（市区町村）に求められている事務

- ・番号制度の根幹事務（法定受託事務）・・・個人番号の付番・通知、個人番号カード交付
- ・情報連携による住民情報の提供・・・住民票情報、世帯情報、税情報、福祉受給状況

2) 自治体で必要な導入準備

- ・既存業務の番号対応の洗い出し・影響調査、実施体制整備、システム改修
- ・特定個人情報保護評価の実施、条例改正、独自利用の検討、PR、職員研修

3) 自治体にとっての課題

- ・住民の不安（3つの「懸念」等）にどう対応するのか・・・独自の個人情報保護措置
- ・自治体として番号制度にどう責任を持って取り組むのか
国との責任分界点の明確化、提供した住民情報にどう責任をもつか
- ・予算措置、経費の負担・・・国から必要な補助は受けられるか
- ・準備は間に合うか・・・実施の延期が必要（2014年8月21日東京都市長会緊急要請参照）
- ・費用対効果の検証・・・費用に見合った住民の利便性向上はあるか
- ・住民票のない人、戸籍・住基の不明な人、住民登録と異なる所で暮らす人へのサービス提供
- ・「自治体の独自利用」を行うか・・・住基カードの独自利用はことごとく失敗した
- ・個人番号カードの成りすまし不正取得は防止できるか・・・住基カードでは防止できなかった
- ・個人番号の通知、通知カードは正しく本人に届くか・・・DV加害者への送付の防止策は
- ・特定個人情報保護評価・・・市民・利用者の意見をどう反映するか、「評価計画管理書」の公開
- ・条例改正・・・自治体の独自規定への影響（外部提供、オンライン結合の制限規定等）
- ・情報連携システム準備・・・中間サーバー共同化をするか、「統合宛名システム」の整備

[5] 世田谷区の番号制度の積極的な利用推進方針

1) 経過と今後の予定

- ・2014年6月24日 情報公開・個人情報保護審議会に報告
- ・2014年7月24日 区議会、地方分権・地域行政制度対策等特別委員会に検討状況報告
- ・2014年8月20日 職員に「社会保障・税番号(マイナンバー)制度の活用について」依命通達
- ・2014年9月2日企画総務常任委員会 4日地方分権・地域行政制度対策等特別委員会
「世田谷区における社会保障・税番号制度の導入について」(中間報告)
- ・2014年9月 情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正(特定個人情報保護評価の第三者点検)
- ・2014年10月28日 情報公開・個人情報保護審議会に報告
審議会条例新旧対照表、「中間報告」、条例改正骨子案、スケジュール、条例制定について
- ・2014年11月18日～12月9日 特定個人情報保護評価パブリック・コメント、区広報特集号
- ・2014年12月9日 情報公開・個人情報保護審議会での事前意見聴取
- ・2015年2月10日 審議会に特定個人情報保護評価の諮問、個人情報保護条例改正案の報告
- ・2015年2月下旬 平成27年第1回区議会定例会に個人情報保護条例改正案の提案予定

2) 世田谷区の番号制度利用方針(「中間報告」)の内容

(1) 基本的な考え方、基本方針

- ・基本的な考え方 「区は、番号法の基本理念並びに地方公共団体の責務にのっとり、個人番号、個人番号カード、法人番号及びマイ・ポータル等の番号制度を活用していく。その活用にあたり、適確な個人情報保護を前提に、必要な措置を講じるとともに、個人情報保護を最優先に対応する。特に、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するため、多角的な視点にたった情報システムの徹底的なセキュリティ対策、リスク分析並びに特定個人情報保護評価を実施する。総合窓口(申請窓口の統一化)の創設等、区民サービスの向上及び行政運営の効率化を図るため、最大限、番号制度を活用する。」
- ・基本方針 「区民サービスの向上及び行政運営の効率化を図るため、最大限、番号制度(個人番号、個人番号カード、法人番号、マイ・ポータルの利用等)を活用する。」
- ・番号制度の導入+新たな地域行政の展開(出張所・まちづくりセンター見直し+総合窓口)

(2) 条例による個人番号の法定外の独自利用の推進

- ・法定による個人番号の利用に加え、条例で定めることにより、社会保障、地方税、災害対策、その他これらに類する事務において、個人番号を積極的に利用する。
- ・条例で定める事務について、区民サービスの向上、行政運営効率化の視点から、項目の洗出しと整理等を行う。平成27年第1回区議会定例会での条例制定を目的に概ね平成26年11月までに整理
- ・地区防災対策の強化に資する事務を中心に個人番号の積極的な活用を図る。

(3) 個人番号カードの普及と条例による独自利用

- ・個人番号カードの利活用及び積極的な交付を図る。3年間で約30万枚の交付を目指す
- ・区発行のカード類(印鑑登録証等)について、可能な限り個人番号カードへの一体化を図る
- ・個人番号カードのIC領域の条例による利用、及び公的個人認証(利用者電子証明書)、その他機能を活用する。
- ・証明書のコンビニ交付を開始する

(4) 情報システムは、極力、番号制度の活用を図る

今後更改時期を迎えるシステム等については、費用対効果を勘案し、極力番号制度を有効に活用

(5) マイ・ポータルの積極的な活用を図る

- ・区民サービスの向上や利便性の確保、行政運営効率化の観点から、最大限の活用を図っていく
- ・国からは、マイ・ポータルに関して詳細な制度設計が示されていない。今後も、国の動向を把握しつつ、検討を進める

(6) 個人情報保護・・・国の示している保護措置以外の独自の対策はない

- ・特定個人情報保護評価、個人情報保護審議会を活用した第三者点検
- ・番号制度全般の区民周知
- ・番号法（第29条及び第30条）に対応した個人情報保護条例改正は、審議会への諮問ではなく、改正内容について報告し、審議会の意見を聴くという形で実施
- ・セキュリティ対策

3) 世田谷区の導入方針の何が問題か

(1) なぜ積極的な利用をしようとするのか

- ・住基ネットでは利用は抑制的だった。区として独自利用の費用対効果を検討しているか
- ・国の調査でも過半数の自治体は独自利用予定なし。大部分は検討中の状態。

(2) 個人番号の独自利用の必要はあるか

- ・市内の情報連携で提出書類は簡素化。番号利用のメリットは転入者や区外居住者だけ？
- ・市内連携で個人番号を利用すると条例制定など煩雑な手続きが必要になり、かえって非効率

(3) 個人番号カードの利活用について

- ・コストに見合う必要性があるか？なぜ急いで配布か？3年で30万人交付のために特別の交付体制
住基カードは普及せず・・・世田谷区の運用中の枚数43,925枚（区民の5%）
住基カード独自利用は使われず・・・証明書自動交付機の住基カード登録者1,044人（区民の0.1%）
- ・カードの一本化は、個人番号カードの任意取得原則に抵触しないか
- ・コンビニ交付・・・経費と利用ニード、プライバシー漏えい、民間委託化
戸籍証明書、戸籍附票は扱うのか、本籍・続柄・住民票コード・個人番号の記載有無の説明は

(4) マイ・ポータルの必要性を区民は感じているか

利用できない人が情報過疎にならないか

個人情報漏えいや不正利用を防止できるか

「プッシュ型サービス」は可能か、デメリットはないか

(5) 個人情報保護を最優先しているか、危険性に区としてどう対応するか

いままで世田谷区が独自に取り組んできた個人情報保護措置の例

◇世田谷区個人情報保護条例第18条（電子計算機の結合の禁止）

実施機関は、個人情報処理するため、その電子計算機と区の機関以外のものの電子計算機との通信回線等による結合（以下「回線結合」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（以下略）

◇住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例第11条（システムの停止の措置等）

区長は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、データの漏えい若しくはそのおそれ又は本人確認情報等に脅威を及ぼすおそれがある場合及び本人確認情報等が不正に利用され、又は利用されるおそれがある場合は、区の住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部の停止その他の住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保に必要な措置をとるものとする。

[6] 特定個人情報保護評価のパブ・コメに向けて

1) 特定個人情報保護評価とは

- ・理念＝特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより、国民が「懸念」する国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護する。
- ・目的＝プライバシー等の権利利益が一度侵害されると、その回復は容易でないため、事後的対応ではなく事前にリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講ずるために作られた制度。懸念を払拭するために、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることで、国民・住民の信頼を確保することが目的（特定個人情報保護委員会の「指針」第1）。
- ・実施方法＝全対象事務をリストアップした「特定個人情報保護評価管理書」を作成し、事務ごとに3段階の実施レベル（基礎項目評価のみ、重点項目評価、全項目評価）に仕分け実施
- ・全項目評価＝対象者が30万人以上の事務。それ以下でも任意の実施は可能。評価書作成→パブリック・コメント→第三者点検→特定個人情報保護委員会への提出→公表、という流れ。
「地方公共団体等は・・・全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行う」

2) パブリック・コメントへの取り組みの重要性

- ・番号制度構築で、唯一の公的な意見表明の場
- ・自治体は、「懸念」を払拭するため、事前のリスク分析と対応をおこない、番号制度への信頼を積極的・主体的に確保すること、意見を十分考慮して必要な見直しを行うことが必要
- ・正しく実施していないと、情報連携できない（番号法第21条第2項第2号、第27条第6項）。
- ・特定個人情報保護評価の結果は、国の特定個人情報保護委員会に提出→国に対する働きかけ

3) 世田谷区のパブリック・コメントに対して

(1) 実施期間は30日以上確保しているか

特定個人情報保護委員会作成の特定個人情報保護評価の指針では、パブコメ期間は30日以上。

「意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。また、地方公共団体等が条例等に基づき住民等からの意見聴取等の仕組みを定めている場合は、これによることができる。」（指針第5の3(3)イ）

(2) 対象30万人以下の事務を含めた周知、意見聴取がされているか

対象事務全体の分かりやすい説明がされているか。個々の事務の対象者に意見を聞いているか。番号制度への信頼・安心がそれで実現するのか

(3) 番号制度の問題点が「リスク」として分析され対策がとられているか

特定個人情報保護評価の趣旨をふまえて、番号制度の問題、懸念、危険性、不安などを書式にこだわらず指摘して、それらのリスク分析と対策がされている検証を

(4) 実施後の確認

- ・寄せられた意見への対応、意見を十分考慮して必要なシステムの見直しを行っているか
- ・情報連携開始時（地方公共団体は2017年7月予定）に、すべての事務について完了しているか

(5)問題点、リスク、「懸念」として考えられる事項例

- ・利用事務として、番号法19条12号で刑事事件捜査に、そして政令で破防法など治安立法での利用が認められ、今後、特定秘密保護法の適性評価での利用も検討。警察や公安機関が利用する特定個人情報の保護措置がない。国家による管理の「懸念」への対策が不十分
- ・番号法で個人情報保護措置を講じても、特定秘密保護法などによりテロ対策等で情報提供を求められたときに、秘密のうちに提供されないか
- ・住民情報の複製を保管管理する「中間サーバー」の集中化共同化を利用するのか。利用した場合、そこから大量に漏えいしたり、警察などが住民情報を閲覧する可能性を、どう防止するのか
- ・個人番号カードに対して、住基カードでも起きた成りすまし取得をどう防止するのか。地方公共団体情報システム機構に発行を委任するのか。する場合、機構に提供した顔写真データの管理はどうか
- ・番号通知、通知カードに対して、本人に確実に届く方法。特に住民登録を動かさずにDVから逃げている被害者のカードが、加害者の手にわたらない方法をどう講じるか
- ・DVやストーカーで住民票情報の閲覧を制限していても、住基ネットから特定個人情報利用機関に最新の住民情報を提供するため、そこから加害者側に伝わる可能性をどう防止するか
- ・提供先で本人に不利益となる扱いや差別的扱いの危険性を感じても、提供を拒否できない。番号付個人情報の提供・利用の本人選択権（拒否権）が必要
- ・提供により区民の基本的な人権が侵害されるおそれがある場合など、区として提供を拒否できるか
- ・戸籍、医療情報、預貯金情報などへの番号制度適用を検討中。将来どこまで利用されるのか全体像がわからない。法律に利用事務の限定がない。利用してはいけない事務の規定がない。
- ・民間への利用拡大が既定方針になっているが、民間利用が拡大すると個人番号やカードの成りすまし詐欺被害が広がり、法律で防ぐことは困難。
- ・将来、個人単位での福祉サービス利用抑制や医療提供の制限、扶養義務履行の強化などに使われる可能性がある。
- ・住民登録のない人、認知症行方不明者など住所や戸籍の不明な人、住民登録と異なる所で生活している人などに、住基ネットを基礎とした番号制度でどう把握してサービス提供するのか不明確。個人番号や個人番号カードを所持していないと、サービスを受けられなくなるか。
- ・マイ・ポータルについて、アクセスできない人の不利益や情報過疎にどう対応するか。他人が成りすましたり代理で不正な情報閲覧や手続きを行う危険をどう防止するか
- ・複雑な情報連携システムのなかで、個人情報の突合のミスやコンピュータシステムの不具合によって誤った個人情報の結合や情報連携がされる可能性はないか
- ・民間委託して、ベネッセのような漏えい事件の発生を防止できるか
- ・「適確な個人情報保護を前提に、必要な措置を講じるとともに、個人情報保護を最優先に対応する」としているが、区のいままでの個人情報保護の取り組みをふまえた独自の措置は？
- ・地方税関係情報の提供については、地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触しないか